

# 広島県勤労者山岳連盟規約集

## <もくじ>

広島県勤労者山岳連盟規約	… 1
* 1 教育遭難対策規程	… 4
* ①遭難対策本部設置規定	… 5
* ②遭難救助隊規定	… 6
* 3 専門部に関する規定	… 7
* 4 役員選出に関する規定	… 8

2016年4月1日発行

# 広島県勤労者山岳連盟規約

## 第1章 総 則

- 第1条 この連盟は、広島県勤労者山岳連盟(略称「労山広島県連」とよび、事務所を広島県内におく。
- 第2条 この連盟は、日本勤労者山岳連盟(以下「全国連盟」)に所属する。
- 第3条 この連盟は、健康で文化的な生活のひとつである登山・ハイキングを平和で民主的な県民生活に根ざしたスポーツ・レクリエーションとして、普及し発展させることを目的とする。
- 第4条 この連盟は、前条の目的を遂行するために次の活動をおこなう。
1. 加盟団体相互の交流
  2. 広範な登山愛好者の組織化
  3. 県民の登山要求に応える活動
  4. 登山の技術とモラルの向上
  5. 登山事故の防止と救助・救済 \*1
  6. 登山をする条件の改善
  7. 山岳自然保護
  8. 機関紙や書籍の発行
  9. 諸団体との協力・共同
  10. その他、目的遂行に必要な活動
- 第5条 この連盟は、この規約を承認する山岳会・クラブ(以下「加盟団体」)によって構成される。

## 第2章 組 織

- 第6条 この連盟の基礎組織は加盟団体である。加盟団体はこの連盟の活動に等しく参加する権利と義務を有する。
- 第7条 この連盟は、その活動の補助組織として「地区連盟」をつくることができる。地区連盟の地域・名称・活動等に関する規定は別に定める。\*2
- 第8条 この連盟は、その活動に資するために、歴史的・地理的に関係の深い複数の地方連盟で構成する「地方協議会」に所属することができる。

## 第3章 機 関

- 第9条 この連盟に、次の機関をおく。
1. 総会
  2. 理事会
- 第10条 総会は、この連盟の最高決議機関であり、年に1回会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、もしくは3分の1以上の理事または2分の1以上の加盟団体からの要求があったときは、臨時に総会を招集しなければならない。
- 2 総会は、連盟役員および加盟団体ごとに選出された代議員によって構成される。ただし、連盟役員は代議員を兼ねることができない。
  - 3 総会は、代議員の過半数の出席で成立し、決議は出席代議員の過半数を必要とする。委任状は議長宛で、会議の多数意志にしたがうものとし、総会の成立要件に含める。
  - 4 総会代議員は、総会が開かれる月の前月末日現在における加盟団体ごとの構成員(以下「会員」)の人数に基づいて、会員10名に1名の割合とし、端数があれば1名を追加する。
- 第11条 総会は、次の事項を審議決定する。
1. 連盟活動の総括と方針
  2. 予算および決算
  3. 連盟役員の選出
  4. 規約にかかわる表彰・処分
  5. 趣意書および規約の改廃
  6. その他、連盟の目的遂行に必要な事項
- 第12条 理事会は、連盟の方針にもとづき連盟業務を執行する。
- 2 理事会は、理事長が随時招集する。
  - 3 理事会は、理事長・副理事長および理事によって構成される。
  - 4 理事会は、必要に応じて会長・副会長に出席を求めることができる。
  - 5 理事会は、執行事項を総会に報告し、承認をうける。
- 第13条 理事会は、次の事項を執行する。
1. 総会決定事項の具体化
  2. 各種原案の企画作成
  3. 所轄の事務連絡および報告
  4. 各種集会および代表者会議の開催
  5. 事務局・専門部の総括と運営
  6. 専門部員の選任
  7. 緊急事項の処理
  8. その他、連盟の日常業務に必要な事項
- 第14条 この連盟は、執行機関として専門部(事務局を含む)をおく。専門部の種類・名称・任務等については別に定める。\*3

- 2 専門部は、連盟役員(監事を除く)および理事会の議を経て理事長が委嘱した専門部員で構成する。ただし、その責任者は連盟役員(監事を除く)とする。
- 3 この連盟は、理事会が目的遂行のために必要と認めるときは、特別委員会をおくことができる。特別委員会の構成等は第2項に準じ、その活動内容は総会に報告する。

## 第4章 役員

第15条 この連盟に次の役員をおく。

1. 会長(1名)
2. 副会長(若干名)
3. 理事長(1名)
4. 副理事長(若干名)
5. 理事(若干名)
6. 監事(2名)

第16条 役員は、会員から選出する。役員選出に関する規定は、別に定める。\*4

第17条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、この連盟を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は、連盟業務を統括する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 理事は、連盟業務を執行する。
6. 監事は、連盟の会計を監査し、その結果を総会および理事会に報告する。

第18条 役員の選出は総会でおこない、任期は次期総会までとする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補充役員の選任は理事会でおこなう。その任期は前任者の残任期間とする。

第19条 この連盟は、会長・副会長の任にあった者および長年に渡りこの連盟の顧問・役員等の任にあつて連盟の拡充・発展に貢献した者を理事会の発議、総会の承認によって名誉会員にする。

- 2 この連盟は、理事会または総会の承認によって顧問を委嘱することができる。

## 第5章 加盟・脱退

第20条 山岳会・クラブは、所定の手続にもとづき加盟費を添えて連盟に申し込み、理事会の承認を得れば、この連盟の加盟団体となることができる。

第21条 加盟団体は、所定の手続にもとづきこの連盟を自由に脱退することができる。

- 2 連盟は、所属の加盟団体が連盟費の納期を6ヶ月経過してもなお理由なく滞納している場合は、除籍することができる。

## 第6章 財政

第22条 この連盟の経費は、加盟費・連盟費・事業収入・寄付金等によってまかなう。

第23条 加盟費は、1団体につき1000円とする。

第24条 連盟費は、次のとおりとし、4月および10月に前納する。

1. 連盟費は、団体を基準とする一律分担金(6ヶ月分)とその会員数を基準とする比例分担金で構成する。
2. 一律分担金は1団体につき、全国連盟の「連盟費に関する規定」第2条の算式中第1項に定められた金額の半額とする。ただし、中途加盟団体の場合は、月割計算とする。
3. 比例分担金は会員1名につき、全国連盟の「連盟費に関する規定」第2条の算式中第2項に定められた金額に130円を加えた額を月額とする。ただし、会員数は、4月前納の場合は3月末日、10月前納の場合は9月末日、中途加盟の場合は加盟申請時点のものとする。

第25条 この連盟の会計年度は、3月1日より翌年の2月末日までとする。

- 2 この連盟は、一般会計の他に、必要に応じて特別会計を設けることができる。

第26条 加盟団体がこの連盟を脱退する場合または除籍される場合においては、納入した加盟費および連盟費は返還しない。

## 第7章 表彰・処分

第27条 この連盟は、理事会が必要と認めるときは、加盟団体および会員を総会で表彰することができる。

第28条 この連盟は、連盟の名誉と団結を著しく損なう行為があつた場合は、理事会の決定で役員を罷免を、総会の決定で加盟団体の除籍をすることができる。ただ、これらの決議は決議権者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第8章 雑 則

第29条 この連盟のすべての会議は、会員に対して公開とすることを原則とする。

第30条 この規約に定められていない事項については、理事会が規約の趣旨にもとづいて処理することができる。

第31条 この規約の改廃は、総会において3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 この規約は、1975年2月2日から実施する。(1988年3月27日全面改定)

附則 この規約は、1992年3月29日から実施する。

附則 この規約は、1996年3月24日から実施する。

附則 この規約は、1999年3月28日から実施する。

附則 この規約は、2014年3月30日から実施する。

附則 この規定は、2015年3月29日から実施する。

- \*1 広島県勤労者山岳連盟教育遭難対策規程
- \*2 定めなし。
- \*3 専門部に関する規定
- \*4 役員選出に関する規定

## 広島県勤労者山岳連盟 教育遭難対策規程（\*1）

（目的）

第1条 この規程は、規約第4条第5号の目的を遂行するため、労山広島県連（以下、「県連」という。）内における教育及び遭難対策について必要な事項を定める。

（各会山行部長会議）

第2条 県連内の教育及び遭難対策を各加盟団体（以下、「各会」という。）の協力を得て遂行するため、各会山行部長会議（以下、「山行部長会議」という。）を年1回以上開催する。

2 山行部長会議は、県連及び各会の山行部長で構成され、県連の山行部長が招集する。

3 山行部長会議は、次の諸活動を行う。

(1) 県連及び各会の教育・遭難対策活動の交流・推進及び調整

(2) 県連主催行事における山行の安全管理

(3) 教育・遭難対策関係の情報収集・蓄積及び提供

(4) その他教育・遭難対策に関し必要な活動

（山行の安全管理）

第3条 会員の安全で充実した山行を実現するために、各会は山行規定を定め、それに基づいて山行の安全管理を行う。

2 各会において受理した山行計画書のうち県外泊山行、積雪期幕営山行、一般募集山行については、すみやかに県連の山行部に提出する。

（会員教育）

第4条 県連の山行部は、登山知識・技術の向上発展と万一の事故に備え、必要となる会員教育を各会との適切な役割分担のもとに実施する。

（遭難救助体制）

第5条 県連主催行事で山行中事故が発生した場合又は各会からの要請があった場合には、直ちに県連内に遭難対策本部を設置し、所要の措置をとる。遭難対策本部の体制・任務分担等は理事会が別に定める。\*①

第6条 遭難に際しての救助・搬出活動及び遭難防止の諸活動を行うため、県連内に遭難救助隊を設ける。遭難救助隊に関する規定は、理事会が別に定める。\*②

（新特別基金）

第7条 県連及び各会は万一の事故に備え、その費用に当てるため、会員の新特別基金・山岳保険等への加入促進とともに救助資金の確立を図る。

（雑則）

第8条 この規程の改廃は、総会の附議事項とする。

第9条 この規程に定めのない事例が生じた場合は、理事会でこの規程の趣旨に沿って処理をする。

附則 この規程は、1987年3月29日から実施する。

附則 この規程は、2015年3月29日から実施する。

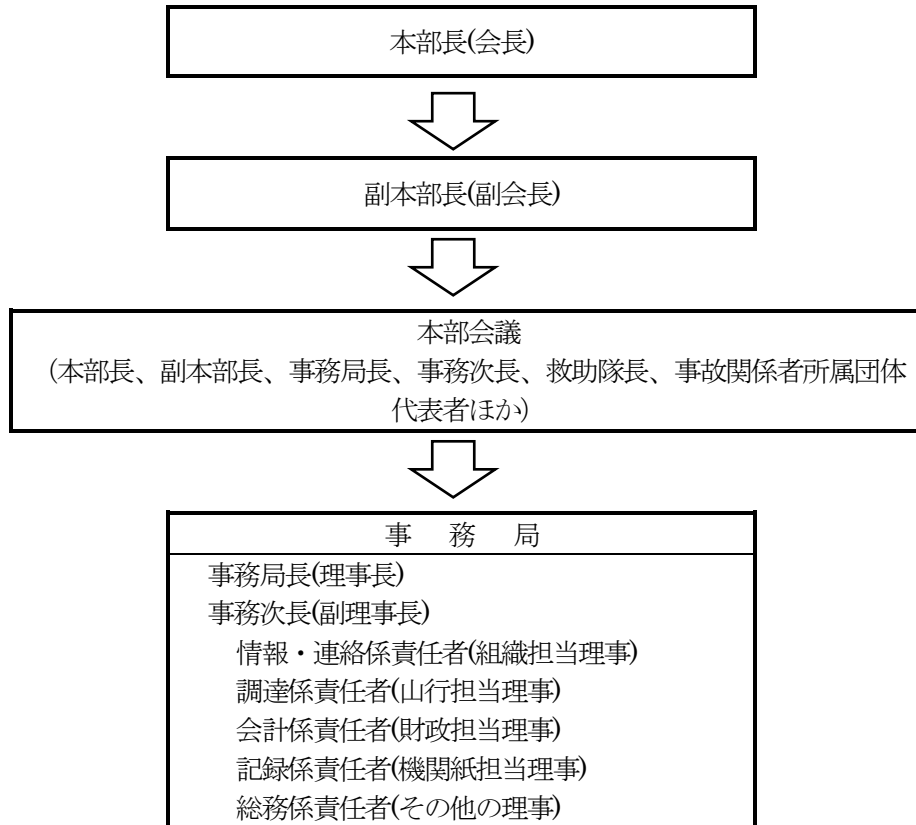
\*① 広島県勤労者山岳連盟遭難対策本部設置規定

\*② 広島県勤労者山岳連盟遭難救助隊規定

## 広島県勤労者山岳連盟 遭難対策本部設置規定（\*①）

労山広島県連教育遭難対策規程第 5 条に基づく遭難対策本部(以下、「遭対本部」という。)の体制・任務分担等を次のとおり定める。

### 第 1 遭対本部の体制



### 第 2 遭対本部の任務分担

1. 本部長は、遭対本部を代表し、遭対本部の活動を総理する。また、情報機関との対応に責任を持つ。
2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、遭対本部の事務処理を統括し、事故関係者の家族や職場との対応に責任を持つ。
4. 事務次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はその職務を代行する。
5. 情報・連絡係は、事故に関する情報収集を行い、関係者や関係機関への連絡・情報提供及び会員の招集を行う。
6. 調達係は、遭対活動に必要な装備・食糧等の調達を行う。
7. 会計係は、遭対活動に必要な資金の確保や会計の処理を行う。
8. 記録係は、遭対活動に関する記録を行う。
9. 総務係は、上記以外で遭対活動に必要な事務処理を行う。

### 第 3 遭対本部の設置場所

遭対本部は、原則として、本部会議構成員の自宅に設置する。また、現地における遭対活動が必要となる場合には、その一部又は全部を現地に設置することができる。

### 第 4 事務局員の任命

事務局長は、必要に応じ事務局員の任命をすることができる。

附則 この規定は、1987年8月25日から実施する。

附則 この規定は、2015年3月29日から実施する。

## 広島県勤労者山岳連盟 遭難救助隊規定（\*②）

### （総則）

- 第1条 労山広島県連（以下、「県連」という。）教育遭難対策規程第6条に基づき、県連内に遭難救助隊を設け、事務所を広島県内におく。
- 第2条 遭難救助隊を「県連救助隊」と呼ぶ。

### （目的と活動）

- 第3条 県連救助隊は、遭難に際しての捜索・救助・搬出活動（以下、「救助活動等」という。）及び遭難防止の諸活動を主目的として常に救助活動等において迅速かつ安全・確実な行動ができるよう組織・訓練・研究を行う。
- 第4条 県連救助隊は、次の諸活動を行う。
- (1)地元主要山岳等における救助活動等 (2)救助活動等の訓練及び研究 (3)隊員の登山能力向上  
(4)地元主要山岳の地域研究 (5)講習会等の講師 (6)遭難防止の啓発ほか

### （機関）

- 第5条 県連救助隊に機関として総会・役員会をおく。
- 第6条 総会は年1回隊長が招集し、活動方針の決定や役員を選出などを行う。
- 2 役員会は隊長・副隊長・レスキュー隊長・事務局長で構成、随時隊長が招集し、活動方針の具体化・隊員の審査などを行う。

### （役員）

- 第7条 県連救助隊に次の役員をおく。
- (1)隊長 1名 (2)副隊長 若干名 (3)レスキュー隊長 1名 (4)事務局長 1名
- 第8条 隊長・副隊長・レスキュー隊長・事務局長は総会で選出し、県連理事会が任命する。

### （隊員）

- 第9条 隊員は、自発的な志願者及び各加盟団体（以下、「各会」という。）より推薦された者のうちから役員会の承認を得て隊長が任命する。

### （出動）

- 第10条 県連救助隊は、原則として県連理事会の要請に基づいて出動する。ただし、先遣隊の出動など緊急を要する場合などはこの限りでない。
- 第11条 出動に要した費用は、すべて依頼者（各会又は個人）が支払うこととする。

### （その他）

- 第12条 出動する隊員は、労山新特別基金等に加入しなければならない。
- 第13条 県連救助隊の活動（出動を除く。）は、県連の財政でまかなう。

付則 この規定は、1987年8月25日から実施する。

(1997年3月11日一部改正、2013年12月17日一部改正、2015年3月29日一部改正)

## 専門部に関する規定（\*3）

この規定は、広島県勤労者山岳連盟規約第14条第1項に基づき、専門部等の種類・名称・任務等について定める。

第1条 この連盟に次の専門部をおく。

- ①山行部 ②組織部 ③事務部

第2条 山行部の任務は次のとおりとする。

<山行活動関係>

- ①県内外の山行活動状況等の調査・分析  
②連盟内の主要な山行の把握と安全管理  
③海外山行に関する事  
④その他連盟内の山行活動の発展に関する事

<技術教育関係>

- ⑤登山(ハイキングを含む。以下同じ)の技術向上に関する事  
⑥登山の教育・研究・安全に関する事  
⑦県連登山学校の運営に関する事  
⑧その他登山技術の教育に関する事

<遭難対策関係>

- ⑨山岳遭難事故の調査・研究及び防止に関する事  
⑩救助・搬出技術の研究と普及に関する事  
⑪県連救助隊に関する事  
⑫その他遭難対策に関する事

第3条 組織部の任務は次のとおりとする。

- ①加盟団体相互の交流に関する事  
②広範な登山愛好者の組織化  
③連盟及び加盟団体の組織運営・強化に関する事  
④広報活動及び事業活動(夏山登山バスを含む)に関する事  
⑤青年・学生対策に関する事  
⑥女性の登山(「女性委員会」を含む)に関する事  
⑦登山条件の整備に関する事  
⑧山岳自然の保護に関する事  
⑨平和、民主主義などの課題に関する事

第4条 事務部の任務は次のとおりとする。

<事務関係>

- ①日常業務の執行と各種文書・書類等の保管  
②連盟及び加盟団体・役員・その他関係団体等の連絡  
③他の専門部に属さない事項

<機関紙関係>

- ④県連ニュースの定期発行  
⑤登山関連紙誌等の発行

<財政関係>

- ⑥予算の編成と決算書の作成  
⑦連盟財政の入金・出金の承認  
⑧調整基金の管理と運用

第5条 各専門部の構成は、規約第14条第2項による。

第6条 各専門部は、その活動内容を随時、理事会に文書で報告する。

第7条 この規定の改廃は、総会で過半数の賛成を必要とする。

付則 この規定は、1999年3月28日から実施する。 付則 この規定は、2015年3月29日から実施する。

付則 この規定は、2016年3月27日から実施する。



## 役員選出に関する規定（\*4）

第1条 この規定は、広島県勤労者山岳連盟規約第16条に基づき、役員選出の手続きと基準を定めるものである。

第2条 規約第15条に定める役員は、規約第17条の任務を果たすために、総会において次の基準で定数を定め、原則として代議員の直接投票により選出する。

①会長(1名)

全会員の中から選出する。

②副会長(若干名)

原則として西部・北部・東部の地域を単位に各1名以上選出する。ただし、会長選出地域からの選出は免除できるものとする。

③理事長(1名)

立候補者がいない場合には西部地域の会員の中から選出する。

④副理事長(数名)

立候補者がいない場合には原則として西部地域の大規模加盟団体からそれぞれ1名以上選出する。ただし、理事長選出団体からの選出は免除できるものとする。

⑤理事(必要定数)

改選前に理事会が必要定数を定め、西部地域の加盟団体を中心に、原則として会員の割合に応じて選出する。

⑥監事(2名)

全会員の中から選出する。

第3条 すべての会員は、第2条に定める基準により役員に立候補する権利を有する。

2 役員は、立候補者から選出することを原則とする。

第4条 立候補者がいないと想定される場合にはこの連盟の役員にふさわしい候補者を確保するため、理事会は総会前に役員選考委員会を設ける。

第5条 役員選考委員会は県連及び各加盟団体の代表者で構成し、各加盟団体の推薦又は理事会が各加盟団体の了承を得て推薦を受けた者の中から各役職候補者を選考し、総会に報告する。

第6条 役員選出を公正で民主的に執行するために、総会に選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は役員選出に関する一切の業務を担当する。

第7条 選挙は、各役職ごとの定数内連記制無記名投票とし、得票の上位者から選出することを原則とする。

第8条 立候補者が定数以内の場合は、正副会長は推挙、その他の役員は信任投票とすることを原則とする。

第9条 規約第18条第2項による補充役員の選任は、この規定に準じる。

第10条 この規定の改廃は、総会で過半数の賛成を必要とする。

付則 この規定は1999年9月25日から実施する。

付則 この規定は2014年3月30日から実施する。

付則 この規定は2015年3月29日から実施する。

付則 この規定は2016年3月27日から実施する。